

各種行政手続を行うみなさまへ

マイナンバー（個人番号）が必要な手続の本人確認について



門真市では、28年1月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、マイナンバー法）第16条に基づき、マイナンバー（個人番号）が必要な各種手続の際は、「本人確認」をさせていただきます。

本人確認では、マイナンバーが正しいかどうか確認する「**番号確認**」とマイナンバーの提供者の身元が正しいかどうか確認する「**身元確認**」の2つの確認を行います。

1. 本人が対面で手続を行う場合（※郵送時は、コピーを同封してください。）

番号確認 ア～ウのいずれかを提示		身元確認 ア～ウのいずれかを提示	
ア	個人番号カード	ア	個人番号カード
イ	通知カード （令和2年5月25日以降に住所変更等がなく、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。）	イ	【顔写真付きの身分証明書（以下から1点）】 (1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)パスポート (4)身体障害者手帳 (5)精神障害者保健福祉手帳 (6)療育手帳 (7)在留カード (8)特別永住者証明書 など
ウ	住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの） ※6ヵ月以内のもの	ウ	上記ア、イの書面をお持ちでない場合やご提示頂くのが困難な場合 【身分証明書（以下から2点）】 (1)公的医療保険の被保険者証 ①国民健康保険の被保険者証 ②健康保険の被保険者証 ③船員保険の被保険者証 ④後期高齢者医療制度の被保険者証 ⑤介護保険の被保険者証 ⑥健康保険日雇特例被保険者手帳 ⑦国家公務員共済組合の組合員証 ⑧地方公務員共済組合の組合員証 ⑨私立学校教職員共済制度の加入者証 (2)基礎年金番号通知書 (3)児童扶養手当証書 (4)特別児童扶養手当証書 など

上記のほかにも手続可能な書類がございます。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

2. 代理人が対面で手続を行う場合（※郵送時は、コピーを同封してください。）

番号確認 ア～ウのいずれかを提示		代理人の身元確認 ア～ウのいずれかを提示		代理権の確認
ア	個人番号カード	ア	個人番号カード	(1)任意代理人の場合 委任状 ※郵送時も【原本】 (2)法定代理人の場合 ①親権者の場合 戸籍謄本（抄本） ②未成年後見人の場合 戸籍謄本（抄本） ③成年後見人 登記事項証明書など
イ	通知カード （令和2年5月25日以降に住所変更等がなく、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。）	イ	【顔写真付きの身分証明書（以下から1点）】 (1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)パスポート (4)身体障害者手帳 (5)精神障害者保健福祉手帳 (6)療育手帳 (7)在留カード (8)特別永住者証明書 など	
ウ	住民票の写しや住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの） ※6ヵ月以内のもの	ウ	【身分証明書（以下から2点）】 (1)公的医療保険の被保険者証 ①国民健康保険の被保険者証 ②健康保険の被保険者証 ③船員保険の被保険者証 ③後期高齢者医療制度の被保険者証 ④介護保険の被保険者証 ⑤健康保険日雇特例被保険者手帳 ⑥国家公務員共済組合の組合員証 ⑦地方公務員共済組合の組合員証 ⑧私立学校教職員共済制度の加入者証 (2)基礎年金番号通知書 (3)児童扶養手当証書 (4)特別児童扶養手当証書 など	

上記のほかにも手続可能な書類がございます。詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。



スムーズな窓口での本人確認にご協力ください。